

被扶養者認定における「130万円の壁」に関する対応について

「年収の壁・支援強化パッケージ」について2023年10月20日にその内容が厚生労働省より公表され、事業主の証明による被扶養者認定（「130万円の壁」への対応）が示されましたので、当健康保険組合の対応についてお知らせいたします。

1. 特例措置の内容

パート・アルバイトで働く方が社会保険適用とならない場合、収入基準を超過しても、それが事業主の人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動によるものであれば、事業主がその旨を証明することで、扶養に入ることを可能とするもの。

- ※ 通常の収入基準：60歳未満の方は年間130万円未満
60歳以上または障害年金受給の方は年間180万円未満

2. 特例措置の対象者

- (1) 事業主の人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により基準を超過した方
 - ※ 自営業者やフリーランス等特定の事業主との雇用関係にない場合には対象外となります。
- (2) 雇用契約上での収入見込みが扶養基準額内におさまる方
 - ※ 基本給の上昇など恒常的に収入基準額を超過する場合は対象外となります。

3. 「事業主の証明書」の提出について

下記のいずれかに該当し、かつ基準額超過が一時的な収入変動によるものである場合、当健康保険組合までご連絡ください。状況を確認したうえで必要書類のご案内をいたします。

- (1) 扶養認定時に、直近3ヶ月分の給与支給額の平均が月額目安（108,334円または150,000円）を超過している場合や、所得証明書の年収額が年間基準額を超過している場合
- (2) 「被扶養者資格調査（検認）」において、直近3ヶ月分の給与支給額の平均が月額目安（同上）を超過している場合や、所得証明書の年収額が年間基準額を超過している場合
 - ※ 雇用契約内容がわかる雇用契約書等も併せて提出をお願いいたします。
 - ※ 「事業主の証明書」の提出により必ず扶養認定・継続するものではなく、他の要件も満たす必要があります。

4. 特例措置の適用期間

- (1) 2023年10月20日以降の扶養認定より適用します。
- (2) 2023年度の「被扶養者資格調査（検認）」において、一時的な収入変動に該当する可能性のある方には上記証明書等の提出につき、個別にご案内します。
- (3) 本特例措置は一時的な事情として認定を行うことから、原則として連続2回（2年間）までが上限とされています。

以 上